

議案第7号

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

匝瑳市長 太田 安規

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例（平成18年匝瑳市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項各号列記以外の部分中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(参考)

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条～第3条 略 (審査の申出) 第4条 略 2・3 略	第1条～第3条 略 (審査の申出) 第4条 略 2・3 略		第1条～第3条 略 (審査の申出) 第4条 略 2・3 略		
<u>4</u> 略			<u>4</u> 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならぬ。		
<u>5</u> 略			<u>5</u> 略		
第5条～第7条 略 (口頭審理)	第5条～第7条 略 (口頭審理)		第5条～第7条 略 (口頭審理)		
第8条 略	第8条 略		第8条 略		
2～4 略	2～4 略		2～4 略		
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 _____。 (1)～(3) 略	5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 _____。 (1)～(3) 略		5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならぬ。 (1)～(3) 略		
6～8 略	6～8 略		6～8 略		
以下 略	以下 略		以下 略		